

項 目	現 行	改 正 案
<p>第2章 特掲診療料</p> <p>第13部 病理診断</p> <p>第1節 病理標本作製料</p> <p>N002 免疫染色（免疫抗体法） 病理組織標本作製</p> <p>【項目の追加】</p> <p>N004 細胞診（1部位につき）</p> <p>【注の見直し】</p>	<p>1 エストロジェンレセプター 720点</p> <p>2 プロジェステロンレセプター 690点</p> <p>3 HER2タンパク 690点</p> <p>4 EGFRタンパク 690点</p> <p>5 その他（1臓器につき） 400点</p> <p>注 過去に穿刺し又は採取し、固定保存液に回収した検体から標本作製して、診断を行った場合には、液状化検体細胞診加算として、所定点数に85点を加算する。</p>	<p>1 エストロジェンレセプター 720点</p> <p>2 プロジェステロンレセプター 690点</p> <p>3 HER2タンパク 690点</p> <p>4 EGFRタンパク 690点</p> <p>5 CCR4タンパク 10,000点</p> <p>6 その他（1臓器につき） 400点</p> <p>注1 1について、固定保存液に回収した検体から標本作製して、診断を行った場合には、婦人科材料等液状化検体細胞診加算として、18点を所定点数に加算する。</p> <p>2 2について、過去に穿刺し又は採取し、固定保存液に回収した検体から標本作製して、診断を行った場合には、液状化検体</p>